

「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」の点検、評価、見直しについて

1 計画の達成状況の点検、評価、見直し

計画の達成状況の点検、評価、見直しについては、県子ども・子育て支援会議の意見を踏まえながら、次のように対応する。

(1) 点検、評価

各年度において、計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価を行い、その結果を公表する。

(2) 見直し

市町村においては、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村計画の見直しを行うこととなっているが、県においては、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行うこととする。なお、この場合において見直し後の計画の期間は、当初の計画期間とする。

2 点検、評価の実施方法

○ 毎年度の点検・評価については、個別の進捗状況（アウトプット）を中心に、計画と進捗状況の乖離の有無、また、乖離があった場合は市町村とともにその対応策を検討する。

また、計画全体の成果（アウトカム）については、計画期間中の一定時期に点検・評価を実施する。

○ 点検、評価項目については、計画の第5章「子どもに関する専門的な知識と技術を要する支援等」、第6章「労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携」の各施策は、かごしま子ども未来プラン2015、県母子家庭等及び寡婦自立促進計画、県障害者計画、雇用創出プラン2013などで点検、評価されているため、下記のとおり第4章「教育・保育等の推進」の各項目を重点的に点検、評価することとする。

〈重点項目〉

- ① 教育・保育の量の見込み及び確保方策
- ② 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の推進
- ④ 教育・保育に従事する者の確保と資質の向上

なお、① 教育・保育の量の見込み及び確保方策に係る点検、評価については、市町村の現状を把握する必要があるため、各市町村において実施する子ども・子育て支援会議の意見を踏まえた点検・評価の結果に基づき実施することとする。

(参考)

○ 子ども・子育て支援法

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3～6 (略)

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
- 六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3・4（略）

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6（略）

- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針
(平成二十六年七月二日内閣府告示第百五十九号)

(教育・保育の見込みについて)

なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当たっては、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における見込みの数値と整合性がとれるよう、一の 2 (三) のに基づき都道府県は市町村に、一定期間ごとに報告を求める等の連携を図るとともに、広域的な観点から市町村子ども・子育て支援事業計画を調整する必要があると認められる場合には、十分な調整を図ること。

(基本指針第三「子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」四「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項」 2 「各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項」(抜粋))

(点検及び評価について)

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況(教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。)や、これに係る費用の用途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体の成果(アウトカム)についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、(略)当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

(基本指針第三「子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」六「その他」 3 「子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価」(抜粋))

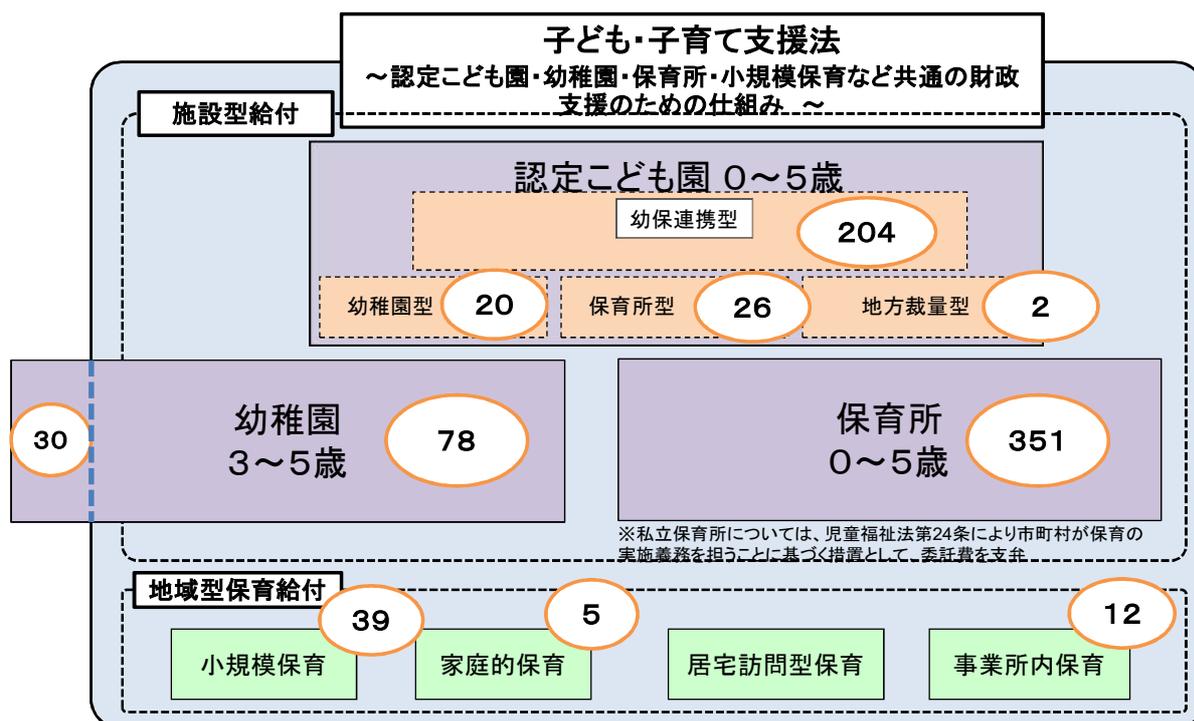
県における現状

1 認定こども園等の状況

施設種別	H31.4.1 施設数 (A)	R2.4.1 施設数 (B)	施設数 増減 (B)-(A)
認定こども園	228	252	24
幼保連携型	188	204	16
幼稚園型	20	20	0
保育所型	18	26	8
地方裁量型	2	2	0
認定こども園でない幼稚園	117	108	-9
認定こども園でない保育所	365	351	-14
地域型 保育事業			
小規模保育	35	39	4
家庭的保育	5	5	0
事業所内保育	11	12	1
居宅訪問型保育	0	0	0

(注)上記施設数には、分園は含まない。

R2.4.1現在



2 保育所等の待機児童数の推移

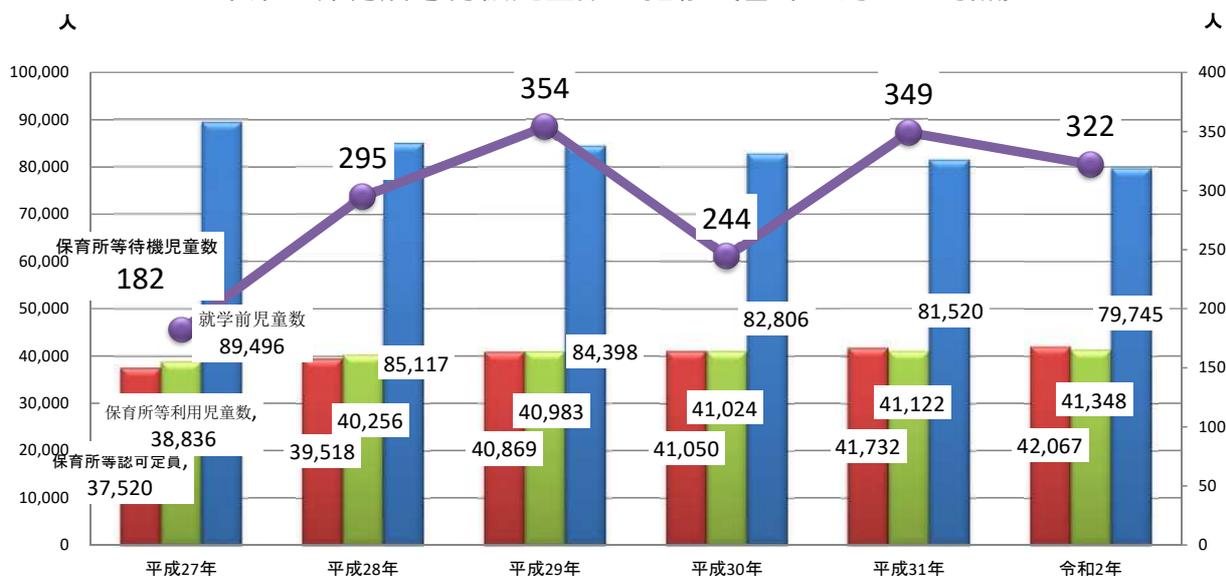
【待機児童の定義(厚生労働省)】

○保育所等利用待機児童

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないもの

- ・特定教育保育施設〔保育所、認定こども園(保育所機能部分)、幼稚園(一時預かり(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている施設)〕
- ・特定地域型保育事業〔小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育〕

本県の保育所等待機児童数の推移(各年4月1日時点)



(注1)平成27年以降の認可定員及び利用児童数は、保育所、認定こども園(2・3号)、地域型保育事業の数値
 (注2)就学前児童数は、前年10月1日現在の鹿児島県年齢別人口推計結果

市町村子ども・子育て事業計画の確保策に係る平成31年度計画と実績の一覧表

	市 町 村 名	確保方策の計画と実績に差が大きい		確保方策の計画と実績に差が小さい		計画見直し H30. 3
		待機児童あり	待機児童なし	待機児童あり	待機児童なし	
1	鹿児島市	○				○
2	鹿屋市		○			○
3	枕崎市		○			○
4	阿久根市		○			
5	出水市	○				○
6	指宿市		○			○
7	西之表市		○			○
8	垂水市		○			○
9	薩摩川内市	○				○
10	日置市		○			○
11	曾於市		○			○
12	霧島市		○			○
13	いちき串木野市		○			○
14	南さつま市		○			○
15	志布志市		○			○
16	奄美市			○		○
17	南九州市	○				○
18	伊佐市				○	○
19	始良市	○				○
20	三島村				○	
21	十島村				○	
22	さつま町		○			○
23	長島町		○			○
24	湧水町		○			○
25	大崎町		○			○
26	東串良町		○			
27	錦江町		○			○
28	南大隅町		○			
29	肝付町		○			○
30	中種子町		○			
31	南種子町		○			
32	屋久島町		○			
33	大和村	○				
34	宇検村				○	○
35	瀬戸内町		○			○
36	龍郷町		○			
37	喜界町		○			○
38	徳之島町		○			
39	天城町	○				
40	伊仙町		○			
41	和泊町				○	
42	知名町				○	○
43	与論町		○			○
	計	7	29	1	6	29

1 市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策(利用定員総数)に係る平成31年度計画と実績との比較について

(1) 確保方策(利用定員総数)の平成31年度計画と実績に差が小さい市町村

① 待機児童あり(H31)	1市	奄美市
② 待機児童なし	6市町村	伊佐市, 三島村, 十島村, 宇検村, 和泊町, 知名町

(2) 確保方策(利用定員総数)の平成31年度計画と実績に差が大きい市町村

① 待機児童あり(H31)	7市町村	鹿児島市, 出水市, 薩摩川内市, 南九州市, 始良市, 大和村, 天城町
② 待機児童なし	29市町村	鹿屋市, 枕崎市, 阿久根市, 指宿市, 西之表市, 垂水市, 日置市, 曾於市, 霧島市, いちき串木野市, 南さつま市, 志布志市, さつま町, 長島町, 湧水町, 大崎町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町, 中種子町, 南種子町, 屋久島町, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 伊仙町, 与論町

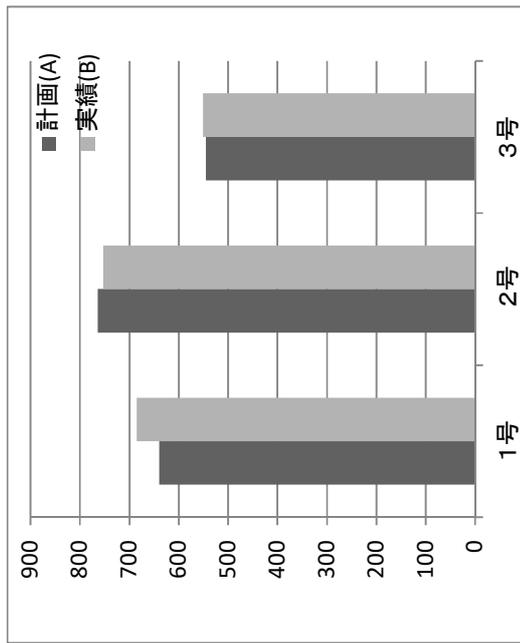
(1) 確保方策(利用定員総数)の平成31年度計画と実績に差が小さい市町村

※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの
 ※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

① 待機児童あり

○ 奄美市

	1号	2号	3号
計画(A)	640	764	545
実績(B)	685	753	551
(B)-(A)	45	▲ 11	6



・平成31年4月から認可保育所1カ所及び地域型保育事業所2箇所での一時預かり事業の実施
 ・令和2年4月から公立幼稚園1カ所の幼稚園型認定こども園への移行及び定員増
 ・令和2年4月から公立幼稚園1カ所の定員増

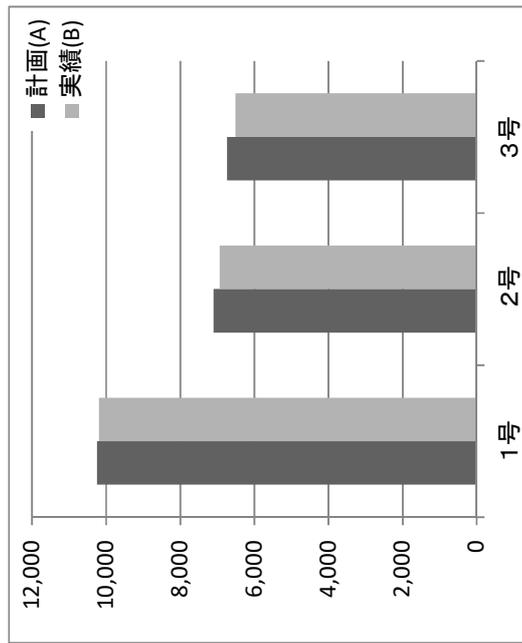
(2) 確保方策(利用定員総数)の平成31年度計画と実績に差が大きい市町村

※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したものと整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

① 待機児童あり

○ 鹿児島市

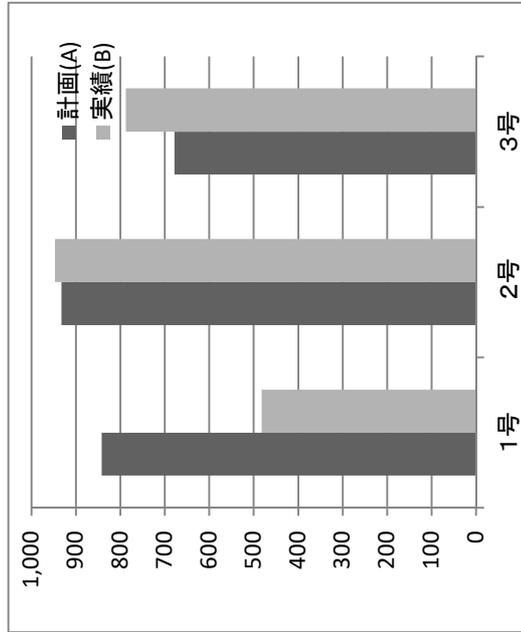
	1号	2号	3号
計画(A)	10,246	7,105	6,744
実績(B)	10,199	6,936	6,512
(B)-(A)	▲ 47	▲ 169	▲ 232



○ 保育所等の整備により定員の拡大を図っているものの、保育士等の不足により待機児童解消には至っていない。今後は、関係機関と連携した保育士等確保事業や、保育士・保育所支援センターによる潜在保育士の掘り起こしなど、職員確保に積極的に取り組むとともに、認可保育所等の定員増など保育の受け皿確保を促進することで早期の待機児童解消を図る。
 ○ 令和元年度は、保育所の新設等により、2号104人、3号126人増。
 ○ 令和2年度は、保育所の定員増等により、2号250人、3号230人増予定。

○ 出水市

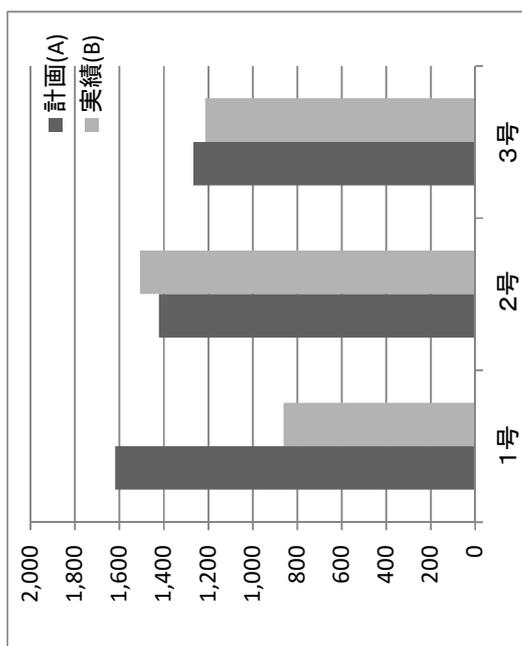
	1号	2号	3号
計画(A)	842	933	678
実績(B)	482	947	788
(B)-(A)	▲ 360	14	110



○ 補助金等を活用して園舎整備を促進し、定員増加に努めており、今後2・3号定員増加が見込まれる。
 ○ 1号認定の計画と実績の差異が多く、今後検証が必要である。

○ 薩摩川内市

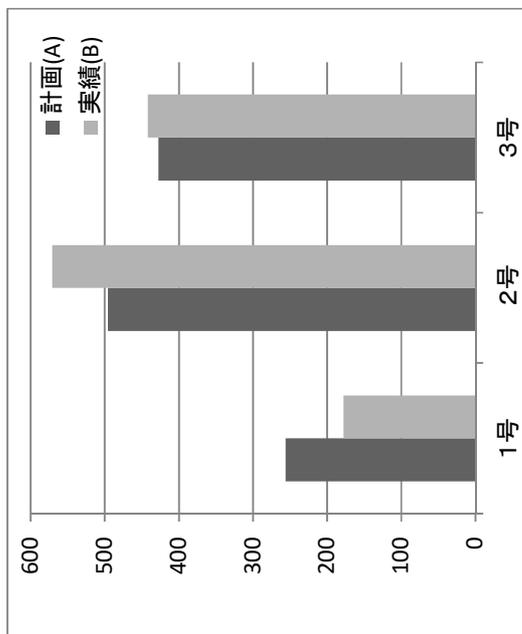
	1号	2号	3号
計画(A)	1,619	1,422	1,268
実績(B)	862	1,508	1,214
(B)-(A)	▲ 757	86	▲ 54



1号ニーズを過大評価し、2号ニーズを過小評価したため、今後認定こども園等において1号と2号の定員変更を促進する。3号については、0歳児の計画値を過大評価し、1-2歳児については、計画値を過小評価した。今後は受入れ施設の整備・利用定員拡充を促進する。

○ 南九州市

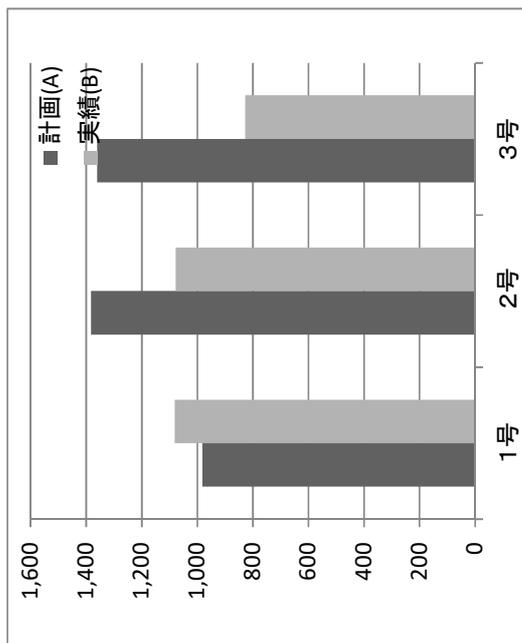
	1号	2号	3号
計画(A)	256	496	428
実績(B)	178	571	442
(B)-(A)	▲ 78	75	14



1号認定による入所については、公立幼稚園の利用者が定員に対して大幅に少ないことから、計画に対して実績が少ないところでは、共働き世帯の増等による保育ニーズ増2号認定及び3号認定による入所については、今後、市内各施設の意向を継続的に調査するため、計画以上に利用がある状況です。今後、保育士確保も検討し、ニーズを満たせるよう取り組みます。

○ 始良市

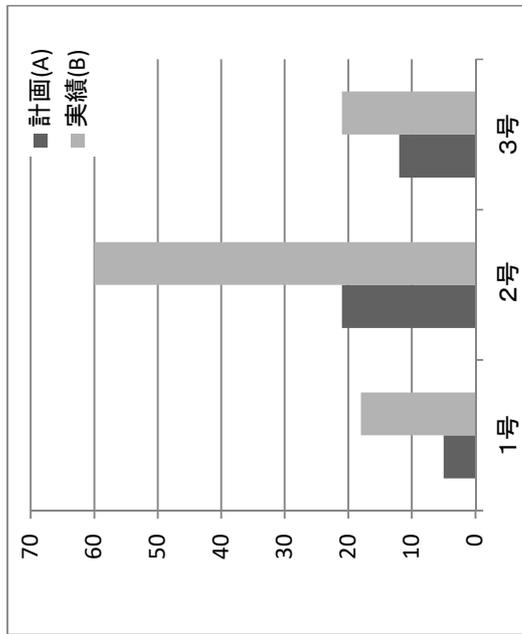
	1号	2号	3号
計画(A)	982	1,383	1,360
実績(B)	1,081	1,078	828
(B)-(A)	99	▲ 305	▲ 532



2号・3号の量の見込みについては、計画時の見込算定が甘かった。
2号・3号の確保方策については、新規施設の整備及びび弾力運用等で対応していく。

○ 大和村

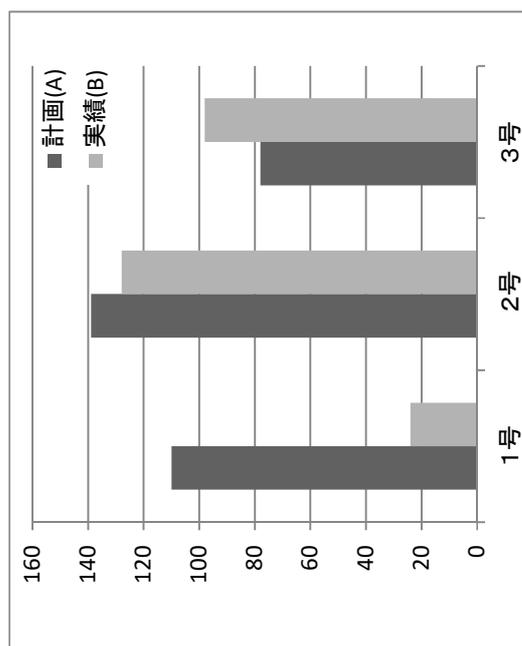
	1号	2号	3号
計画(A)	5	21	12
実績(B)	18	60	21
(B)-(A)	13	39	9



計画時点での見込みを誤ったため乖離した。次期計画で修正を図る。
今後は、小規模保育園の定員を増やしたり、児童を村外に通園させている保護者へ定員に満たないへき地保育所を周知するなど、村内の利
用拡充を図っていく。

○ 天城町

	1号	2号	3号
計画(A)	110	139	78
実績(B)	24	128	98
(B)-(A)	▲ 86	▲ 11	20



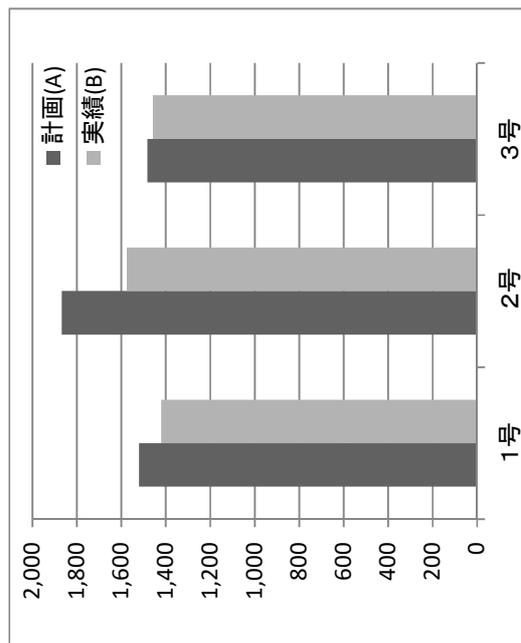
1号認定については、保育ニーズの増加に伴い教育ニーズが減少しており、3号認定については保育料無償化している本町において、申込児童数が増加したため。

(2) 確保方策(利用定員総数)の平成31年度計画と実績に差が大きい市町村

② 待機児童なし

○ 鹿屋市

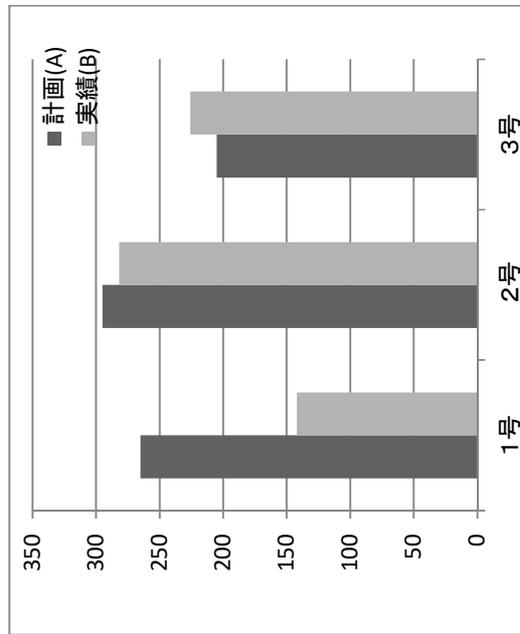
	1号	2号	3号
計画(A)	1,521	1,868	1,484
実績(B)	1,421	1,576	1,459
(B)-(A)	▲ 100	▲ 292	▲ 25



計画に対し実績が下回っているが、少子化に伴い、第2期計画期間において、計画と実績の乖離もなくなる予定である。
計画に満たない場合については、定員の弾力運用で対応する。

○ 枕崎市

	1号	2号	3号
計画(A)	265	295	205
実績(B)	142	282	226
(B)-(A)	▲ 123	▲ 13	21

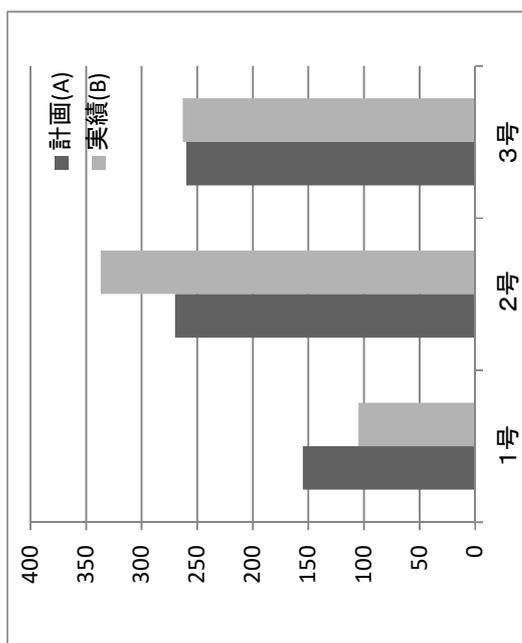


1号：人口動向や利用ニーズ等を勘案して、計画の見直しを行う。

3号：0～3歳児の利用が見込みよりも増となった。人口動向や利用ニーズ等を勘案して、計画の見直しを行う。

○ 阿久根市

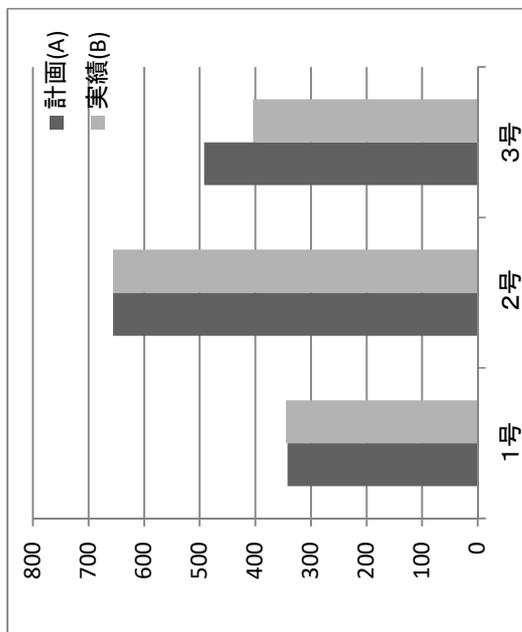
	1号	2号	3号
計画(A)	155	270	260
実績(B)	105	337	263
(B)-(A)	▲ 50	67	3



現在の利用実績及び将来推計値を参考に令和2年度以降の計画値を修正する。

○ 指宿市

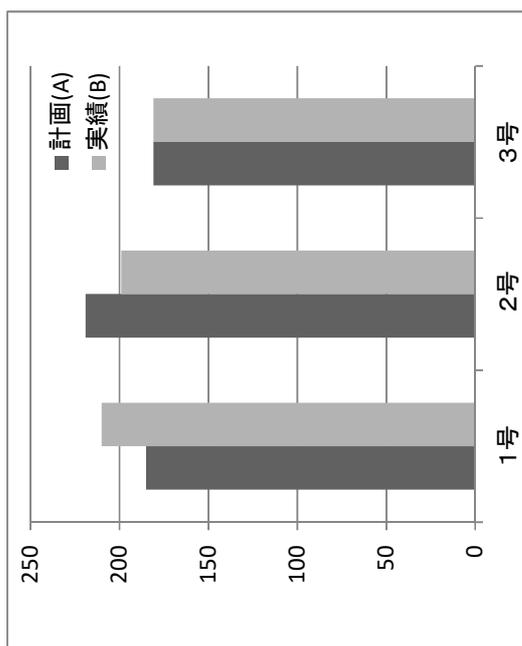
	1号	2号	3号
計画(A)	342	656	492
実績(B)	345	656	404
(B)-(A)	3	0	▲ 88



計画においては、量の見込みを上回るよう確保方策を立てていたが、実際には保育園等の定員増に繋がらなかった。現時点では定員の弾力化により、量の見込みを確保方策が上回っているため、現行の体制で対応していく。

○ 西之表市

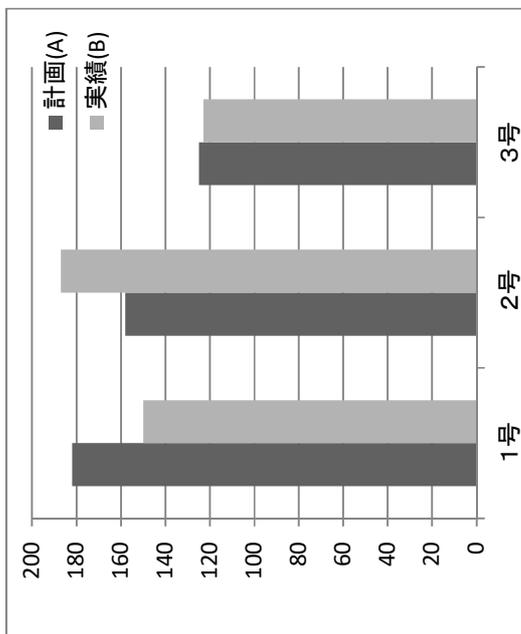
	1号	2号	3号
計画(A)	185	219	181
実績(B)	210	199	181
(B)-(A)	25	▲ 20	0



○ 幼稚園から認定こども園への移行予定があり中間年に見直し(1号 210→185)を行ったが、幼稚園(新制度)へ移行したことにより1号利用定員が減少しなかったことによる乖離。

○ 垂水市

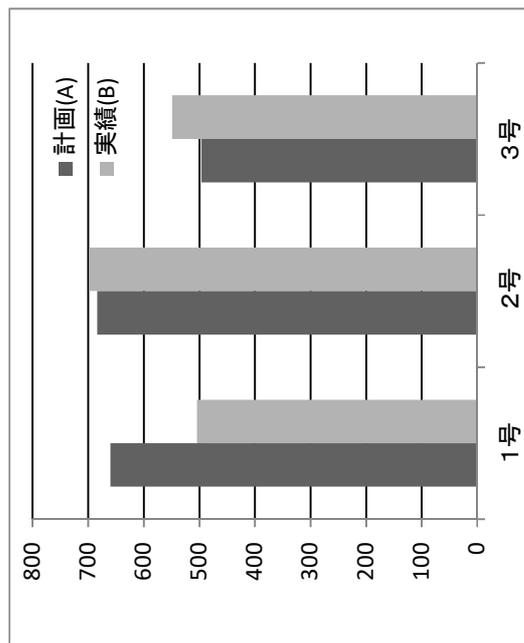
	1号	2号	3号
計画(A)	182	158	125
実績(B)	150	187	123
(B)-(A)	▲ 32	29	▲ 2



1号認定については、無償化に伴う1号認定の定員減があったため。
2号認定については、1号認定の定員減分を2号分に追加したため。

○ 日置市

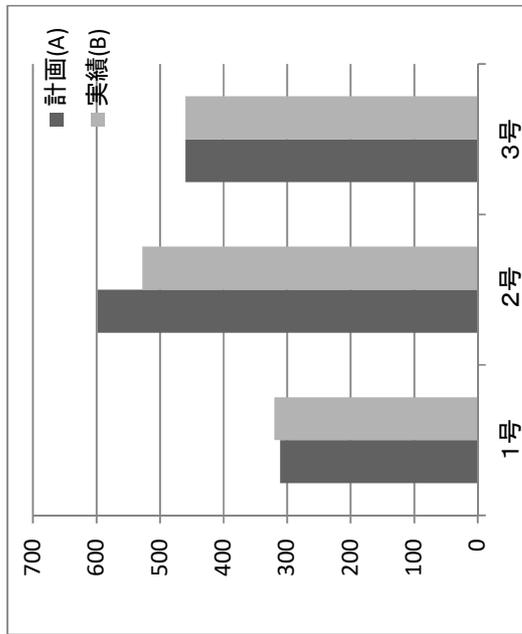
	1号	2号	3号
計画(A)	660	684	496
実績(B)	504	698	549
(B)-(A)	▲ 156	14	53



1号認定については、新制度移行の幼稚園の園児数を定員数で見込んでいたが、市外利用の園児も多数おり想定した人数に至らなかつたことによる乖離である。第2期計画でも経過を見つつ変更を行いたい。

○ 曾於市

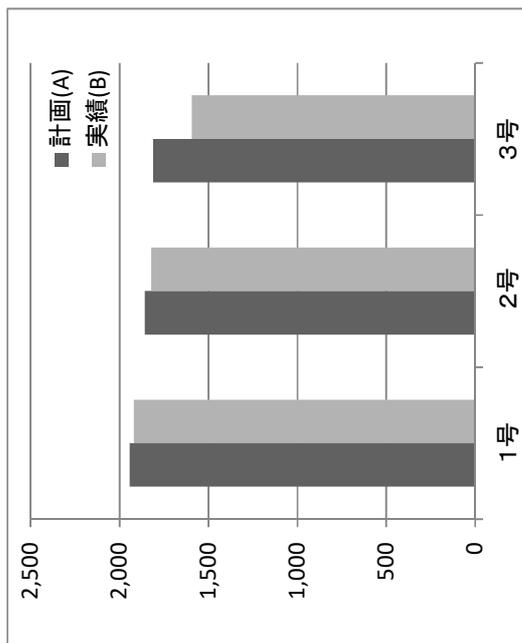
	1号	2号	3号
計画(A)	311	598	460
実績(B)	320	528	460
(B)-(A)	9	▲ 70	0



「幼稚園」から「こども園」への移行があつたため乖離した。定数変更により乖離幅は減少すると考える。

○ 霧島市

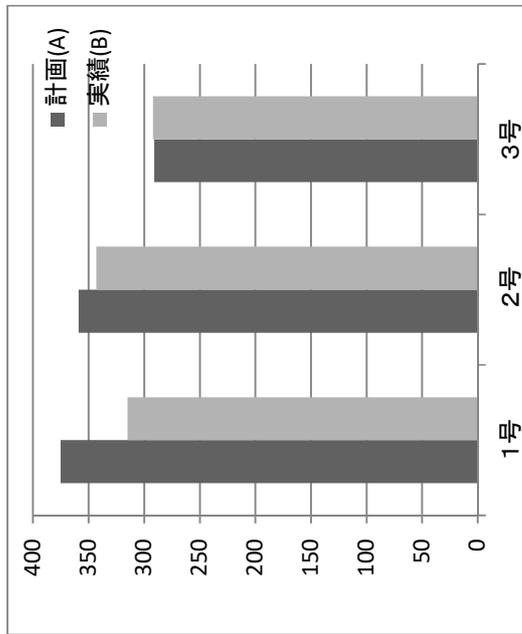
	1号	2号	3号
計画(A)	1,944	1,859	1,811
実績(B)	1,919	1,822	1,594
(B)-(A)	▲ 25	▲ 37	▲ 217



年次的に定員増を伴う施設整備を計画しており、3号認定児の定員増や恒常的に弾力的運用に対応している園などへの定員の見直しなどの協力を施設に求め、利用定員の確保を図る予定としている。

○ いちき串木野市

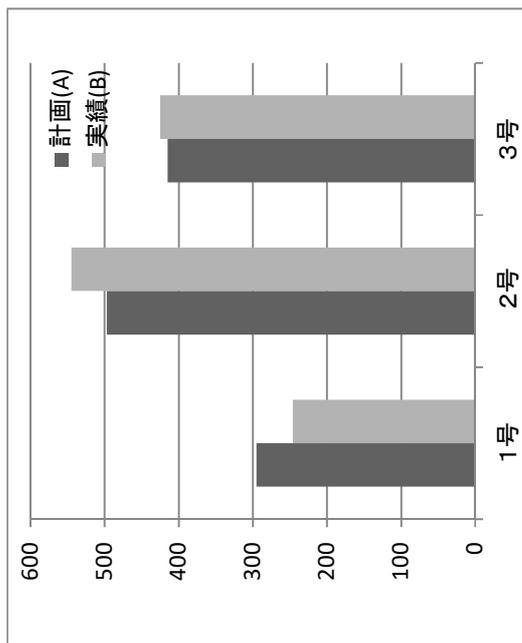
	1号	2号	3号
計画(A)	375	359	291
実績(B)	315	343	292
(B)-(A)	▲ 60	▲ 16	1



利用実績及び今後の量の見込みを勘案し、確保の計画を見直す。

○ 南さつま市

	1号	2号	3号
計画(A)	295	497	415
実績(B)	246	545	425
(B)-(A)	▲ 49	48	10

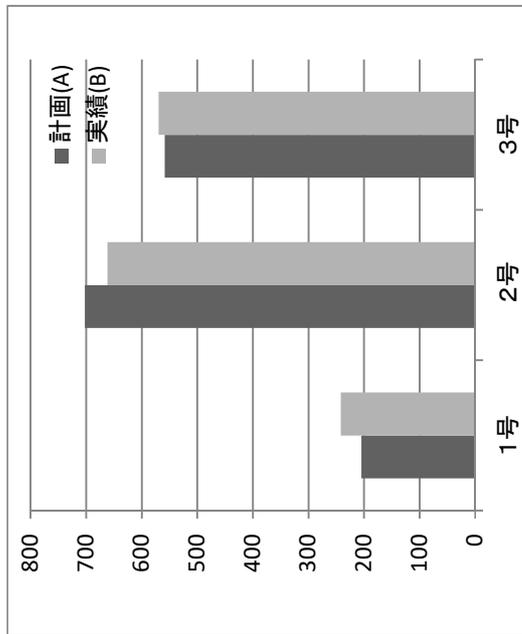


1号については、幼稚園の利用児童が定員に対して少なかったもの。
(定員160名→入園者130名)

1号と2号の現状をふまえた計画の見直しを検討する。

○ 志布志市

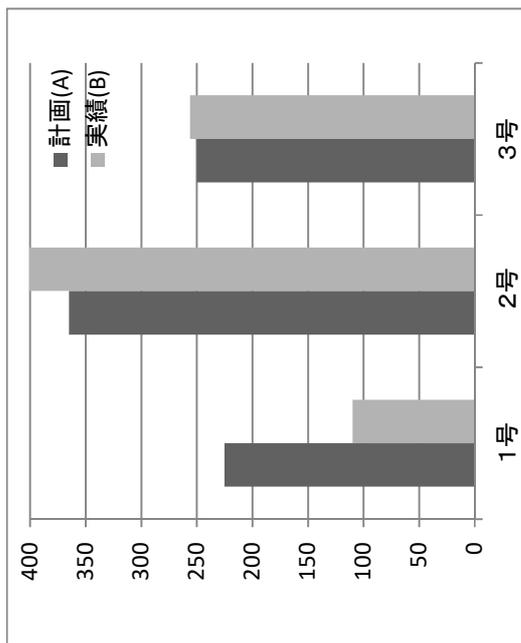
	1号	2号	3号
計画(A)	205	702	559
実績(B)	242	662	570
(B)-(A)	37	▲ 40	11



令和元年度より認定こども園が6園増えたことに伴う乖離。2号の実績は40名減であったが、全体の利用定員は増加しているため問題ない。

○ さつま町

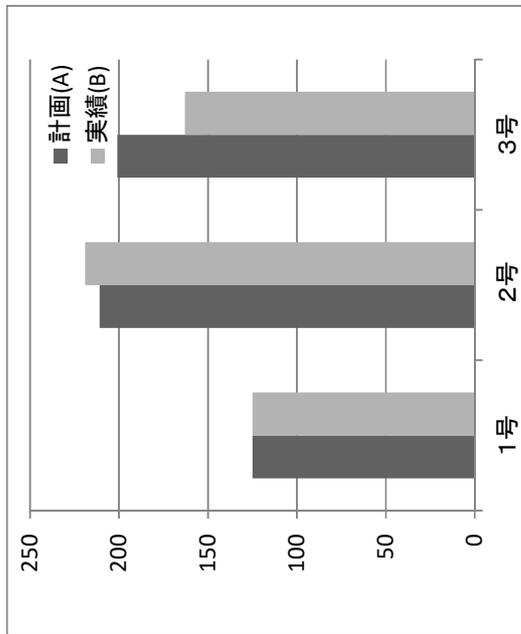
	1号	2号	3号
計画(A)	225	365	250
実績(B)	110	406	256
(B)-(A)	▲ 115	41	6



・計画策定時点において認定こども園移行予定の施設が1号定員数見直しを行っていなかったための乖離。認定こども園移行時に定員数見直し済。
 ・利用実績及び今後の量の見込みを勘案し、2号認定枠の見直し等対応を実施する。

○ 長島町

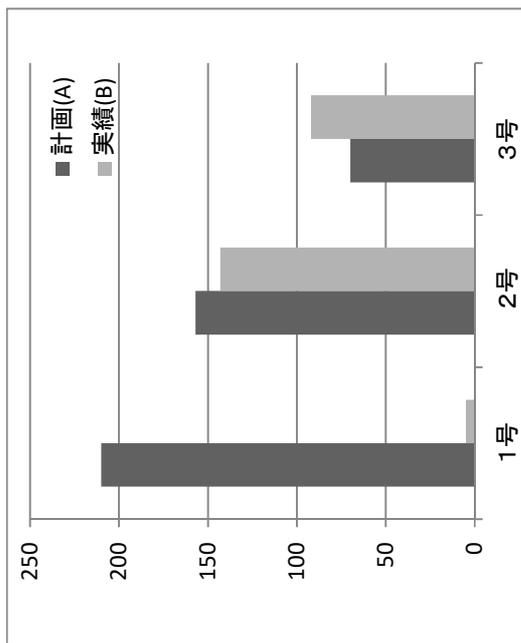
	1号	2号	3号
計画(A)	125	211	201
実績(B)	125	219	163
(B)-(A)	0	8	▲ 38



施設により利用人数の偏りがあり、利用定員数の減数を行った。

○ 湧水町

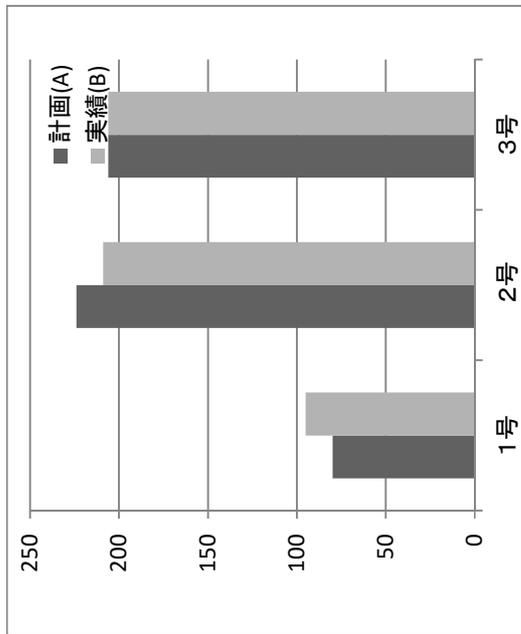
	1号	2号	3号
計画(A)	210	157	70
実績(B)	5	143	92
(B)-(A)	▲ 205	▲ 14	22



保育ニーズが多かったため(待機児童なし)
今後は出生数を予測して計画をたてる。

○ 大崎町

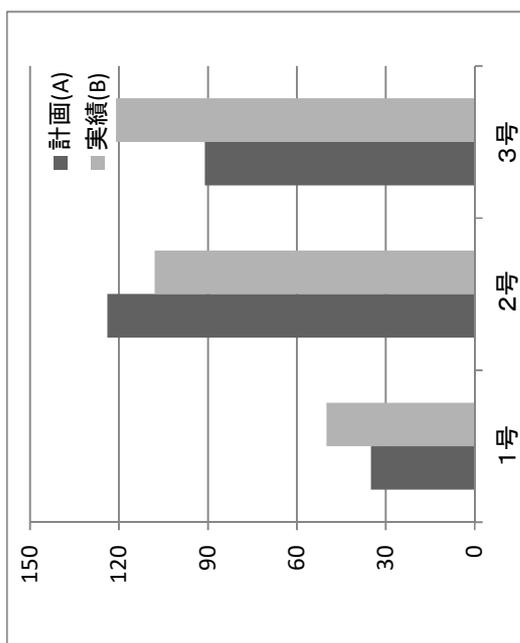
	1号	2号	3号
計画(A)	80	224	206
実績(B)	95	209	206
(B)-(A)	15	▲ 15	0



認定こども園の1号利用定員数が増えたため、第2期計画に反映させて対応する。

○ 東串良町

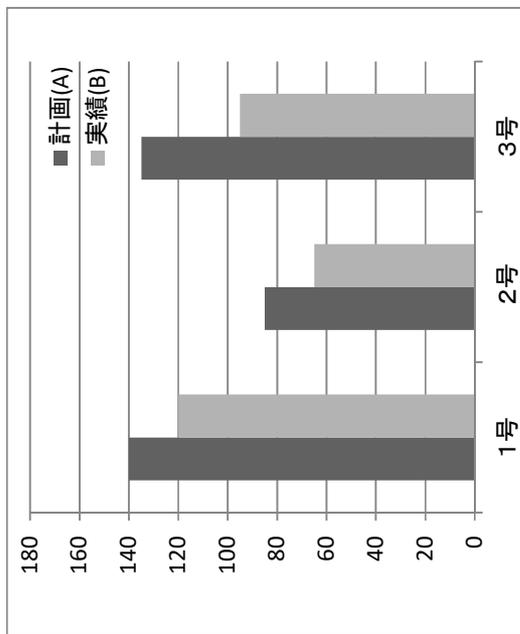
	1号	2号	3号
計画(A)	35	124	91
実績(B)	50	108	121
(B)-(A)	15	▲ 16	30



1号2号は満3歳児の教育ニーズが多かったため、3号は定住促進事業の転入による途中入所が多かったため乖離があった。
1号2号は、定員の見直しを施設側と協議し、3号については、弾力的な運用で対応する。

○ 錦江町

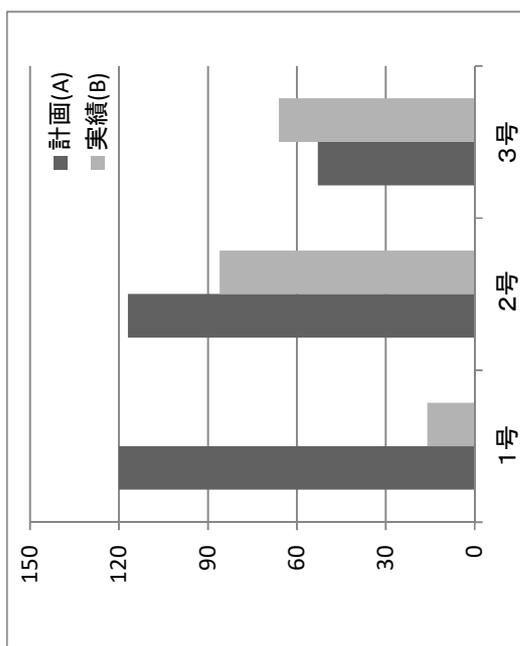
	1号	2号	3号
計画(A)	140	85	135
実績(B)	120	65	95
(B)-(A)	▲ 20	▲ 20	▲ 40



人口減少に伴い、利用希望も減少していく傾向にあるため次期計画で検討。

○ 南大隅町

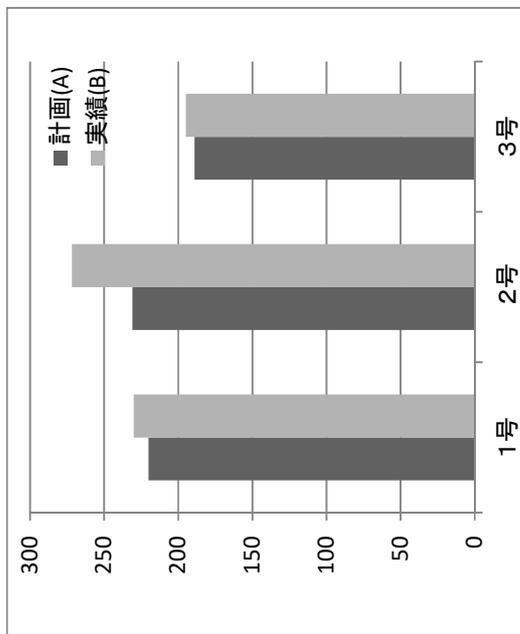
	1号	2号	3号
計画(A)	120	117	53
実績(B)	16	86	66
(B)-(A)	▲ 104	▲ 31	13



年々、過疎化に伴い入所者数は少しずつ減傾向にはあるが、積極的に受け入れは行っている。近年、0歳から2歳児に関しては、女性の就業率の上昇による保育ニーズの上昇が考えられる。

○ 肝付町

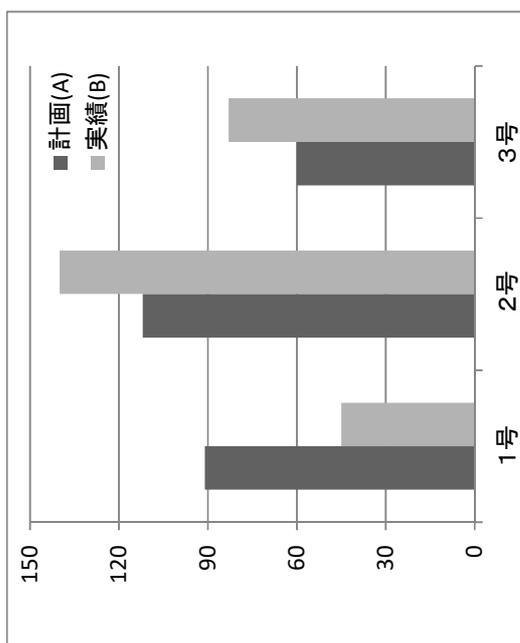
	1号	2号	3号
計画(A)	220	231	189
実績(B)	230	272	195
(B)-(A)	10	41	6



無償化の取り組み及び共働き世帯・ひとり親世帯等の増加により、保育ニーズが増えたため。

○ 中種子町

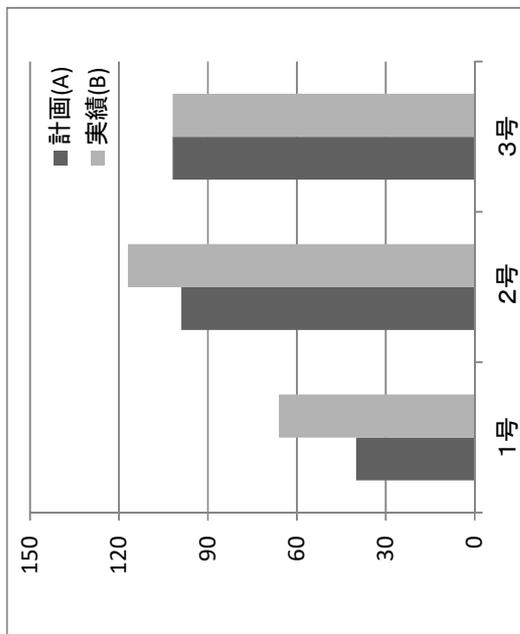
	1号	2号	3号
計画(A)	91	112	60
実績(B)	45	140	83
(B)-(A)	▲ 46	28	23



共働き家庭が増えたことにより、1号が減少し2号が増加したため乖離した。共働き家庭が増加傾向にあるため、子育て家庭の希望に沿えるように対応できるよう、定員の変更を行う。

○ 南種子町

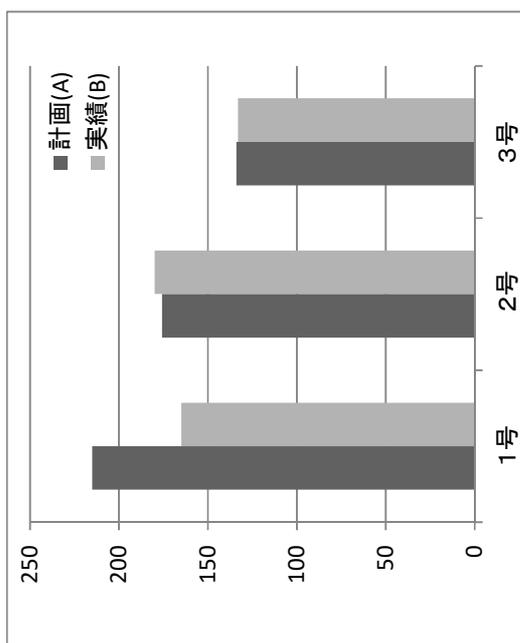
	1号	2号	3号
計画(A)	40	99	102
実績(B)	66	117	102
(B)-(A)	26	18	0



計画策定時の見込みが甘かったため

○ 屋久島町

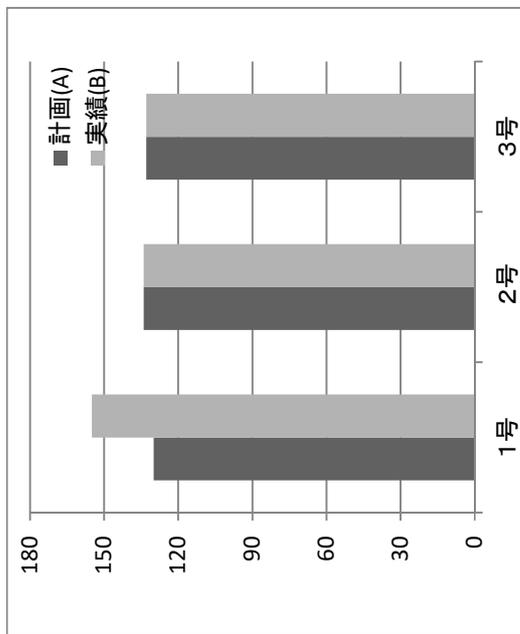
	1号	2号	3号
計画(A)	215	176	134
実績(B)	165	180	133
(B)-(A)	▲ 50	4	▲ 1



幼児教育無償化で教育ニーズから保育ニーズに移ったケースが多かった。

○ 瀬戸内町

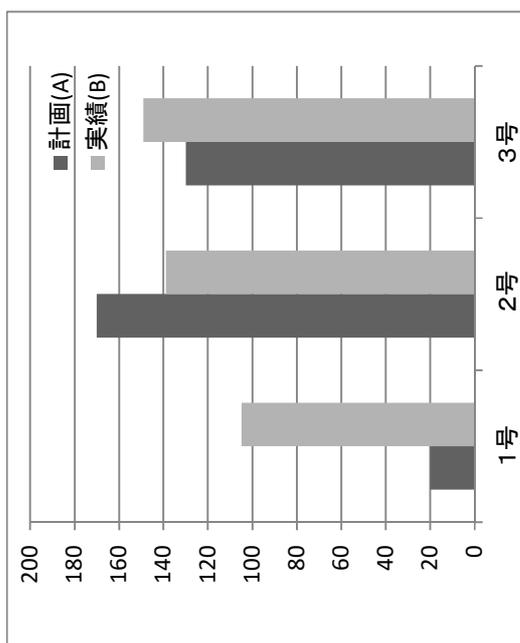
	1号	2号	3号
計画(A)	130	134	133
実績(B)	155	134	133
(B)-(A)	25	0	0



公立幼稚園において3年保育を実施したことに伴う1号認定の増加を見込んでいなかったため。
1号認定は幼稚園入園希望者が増えたことにより乖離が生じた。
定員数またはクラス増の分を次期計画では計上する。

○ 龍郷町

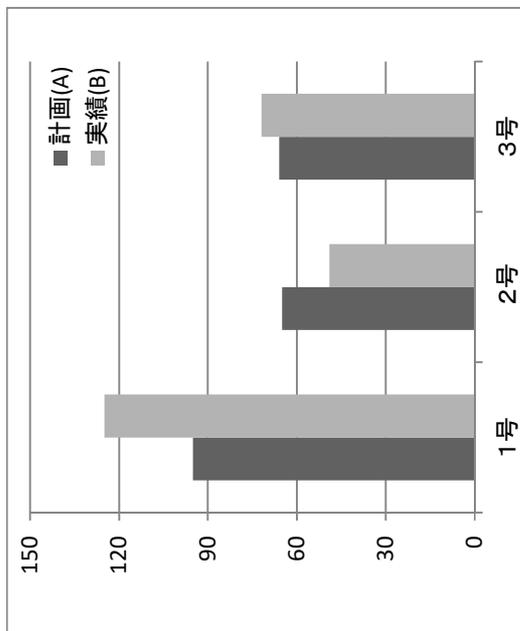
	1号	2号	3号
計画(A)	20	170	130
実績(B)	105	139	149
(B)-(A)	85	▲ 31	19



へき地保育所の確保方策を2号認定にのみ計上したため、乖離が生じた。次期計画では1号認定に掲げる。
3号認定は小規模保育所Bの新設により乖離をなくす。

○ 喜界町

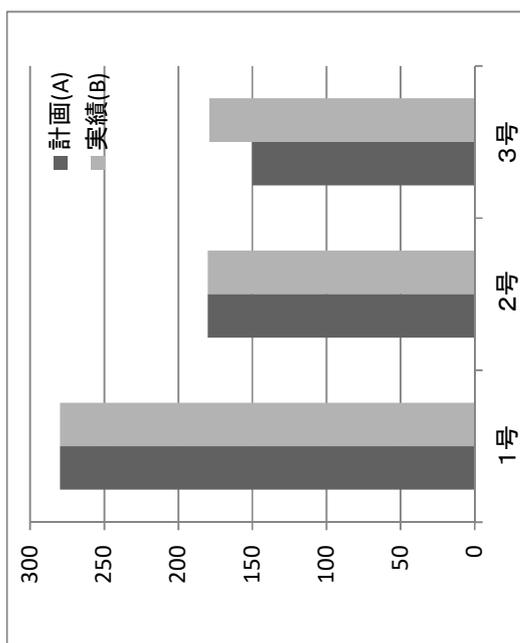
	1号	2号	3号
計画(A)	95	65	66
実績(B)	125	49	72
(B)-(A)	30	▲ 16	6



公立幼稚園において3年保育を実施したことに伴う1号認定の増加を見込んでいなかったため、1号認定、2号認定で乖離が生じた。

○ 徳之島町

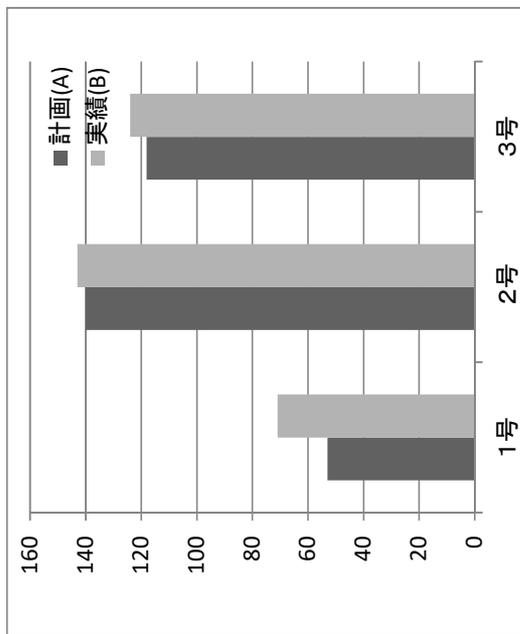
	1号	2号	3号
計画(A)	280	180	150
実績(B)	280	180	179
(B)-(A)	0	0	29



定員計画の変更と保育ニーズの増加による乖離。今後は、定員変更等に合わせ定員計画の見直しを行う。

○ 伊仙町

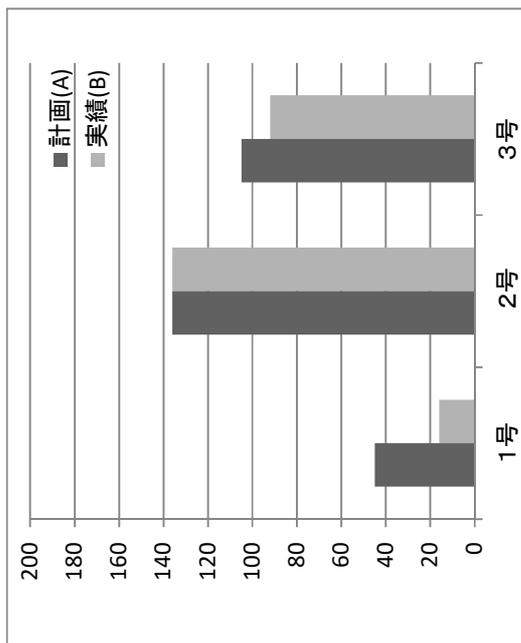
	1号	2号	3号
計画(A)	53	140	118
実績(B)	71	143	124
(B)-(A)	18	3	6



3号(0・1歳児)の保育ニーズが高いため、待機児童も想定される。保育士確保等の対策を検討中。

○ 与論町

	1号	2号	3号
計画(A)	45	136	105
実績(B)	16	136	92
(B)-(A)	▲ 29	0	▲ 13



1号認定は、これまで、私立認定こども園は多子軽減区分の関係で、2号認定の子どもを1号認定に区分変更し、多子軽減の幅を広げることにより利用者の負担額を減らす方法をとっていた(1号認定になったことにより午後の預かりは私立独自のプランにより対応)が、無償化に伴い独自プランを利用する必要がなくなり、結果、1号認定こども数が減少し、2号認定の子どもが増加したため。
3号認定は、出生数の減少のため

2 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制

(1) 認定こども園への移行に必要な整備等の促進

施策等 (担当課)	令和元年度 本県の具体的取組	課題等	令和2年度の取組予定
安心こども基金総 合対策事業 (子育て支援課)	<p>1 保育所等緊急整備事業</p> <p>〈1〉 目的 認定こども園（保育所機能部分）の施設整備に要する費用の 一部を補助し、子どもを安心して育てることができよう体制 整備を図る。成果等 実施状況 0 施設</p> <p>〈2〉 0 市</p> <p>2 認定こども園整備事業</p> <p>〈1〉 目的 認定こども園（幼稚園機能部分）の施設整備に要する費用の 一部を補助し、子どもを安心して育てることができよう体制 整備を図る。成果等 実施状況 0 施設</p> <p>〈2〉 0 市</p>	<p>基金残額の活用による保 育所の整備促進等</p>	<p>1 保育所等緊急整備事業 2 市 2 施設</p> <p>2 認定こども園整備事業 0 市 0 施設</p>
子ども・子育て支 援総合対策事業 (子育て支援課)	<p>〇 認定こども園施設整備事業</p> <p>〈1〉 目的 認定こども園（幼稚園機能部分）の施設整備に要する費用の 一部を補助し、子どもを安心して育てることができよう体制 整備を図る。成果等 実施状況 11 市町 18 施設</p> <p>〈2〉 〇 認定こども園整備</p>	<p>市町村の計画的な整備に 対応するための十分な予 算（国費）を確保する必 要がある。</p>	<p>〇 認定こども園整備事業 ・ 認定こども園整備 9 市町 14 施設</p>
保育所等整備交付 金 (子育て支援課)	<p>〈1〉 目的 保育所、認定こども園（保育所機能部分）等の施設整備に要 する費用の一部を補助し、子どもを安心して育てることができ よう体制整備を図る。成果等 実施状況 15 市町 35 施設</p> <p>〈2〉 〇 保育所等整備 1 市 3 施設 ・ 防犯対策整備 2 市町 2 施設</p>	<p>市町村の計画的な整備に 対応するための十分な予 算（国費）を確保する必 要がある。</p>	<p>・ 保育所等整備 26 施設（1 施設） 15 市町（1 市） 2 施設 ・ 防犯対策整備 1 市 1 施設 ・ 防犯対策整備 1 市 1 施設 ※（ ）は、令和元年度からの繰越</p>

＜参考＞ 保育所等の整備状況

	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度※		R元年度※		R2年度※ (計画)		計
	H25 繰越	H26	H26 繰越	H27	H27 繰越	H28	H28 繰越	H29	H29 繰越	H30	H30 繰越	R元	R元 繰越等	R2	
整備箇所数	11	33	8	17	12	16	8	22	2	30	9	28	8	14	218
うち定員増を伴う整備箇所数	9	27	6	14	7	12	4	16	2	14	4	16	5	5	141
整備に伴う定員増人数(人)	270	1,025	130	587	146	549	63	527	63	488	48	685	45	145	4,771

※複数年度事業については、事業完了年度の繰越等を含む

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

施策等 (担当課)	令和元年度 本県の具体的取組	課題等	令和2年度の取組予定
保育教諭研修 (子育て支援課)	<p>＜1＞ 目的 教育と保育の一体的提供などにも園の保育教諭等の質の向上を図る。 により、幼保連携型認定こども園の保育教諭等の質の向上を図る。</p> <p>＜2＞ 実施状況・成果等 ・実施日：令和元年11月5日～11月6日 ・実施所：マリンプアレスかごしま ・参加人数：11月5日(89人)、6日(93人) ・研修内容：①絵本の読み聞かせについて ②3～5歳児の発達と教育・保育について ③特別支援教育・保育について ④乳幼児の感染症・食物アレルギーとその対応について</p>	<p>研修内容の一層の充実</p>	<p>保育教諭研修</p> <p>・実施日：令和11月10日～11日 ・実施所：マリンプアレスかごしま ・定員：100名 ・研修内容： ①絵本について ②幼児教育について ③マネジメント研修 ④特別支援教育・保育について ⑤0～2歳児の発達と教育・保育について ⑥乳幼児の感染症とその対応について</p>

3 地域子ども・子育て支援事業の推進

<p>施策等 (担当課)</p> <p>地域子ども・子育て支援事業 (子育て支援課)</p>	<p>令和元年度 本県の具体的取組</p> <p>目的 市町村が地域の実情に 応じて行う子どもに対する 総合的な支援の充実を図 る。 実施状況・成果等 次頁のとおり</p>	<p>課題等</p> <p>市町村計画の目標に到達 できず、市町村に働き かける必要がある。</p>	<p>令和2年度の取組予定</p> <p>地域の実情に応じ、市町村が地域子 ども・子育て支援事業を実施</p>
--	--	--	---

地域子ども・子育て支援事業の実施状況（令和元年度）

事業名		実施市町村数	実施箇所数	事業内容
利用者支援事業	23市町村	41か所	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	
延長保育事業	32市町	468か所	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等で保育を実施する事業です。	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	17市町		保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	2市	3か所	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。	
放課後児童健全育成事業	40市町村	611か所	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	
子育て短期支援事業	13市町	ショートステイ29か所 トワイライト5か所	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。	
乳児家庭全戸訪問事業	33市町村		生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	
養育支援訪問事業	16市町村		養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	4市町		要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機能間の連携強化を図る取組を実施する事業です。	
一時預かり事業	32市町村	395か所	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	
地域子育て支援拠点事業	38市町村	106か所	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	
病児保育事業	23市町	69か所	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。	
ファミリーサポートセンター事業	20市町	20か所	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	

※ 実施箇所数については、事業の実施箇所を記載

4 教育・保育に従事する者の確保と資質の向上

(1) 確保方策

施策等 (担当課)	令和元年度 本県の具体的取組	課題等	令和2年度の取組予定
保育士の人材育成 (子育て支援課)	<p>〈1〉 目的 認定こども園制度への円滑な移行・促進を図るため、県ホームページにおいて幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例制度を掲載し、その制度利用の周知を図る。</p> <p>〈2〉 実施状況・成果等 特例制度利用による保育士試験合格者 84名</p>	特例制度の利用促進	保育士の人材育成 引き続きホームページにおいて周知を行う。
保育士の人材育成 （保育士修学資金 貸付事業） （子育て支援課）	<p>〈1〉 目的 指定制度を利用する者に対し修学資金を貸し付け、その修学を容易にする。</p> <p>〈2〉 実施状況・成果等 貸付人数 50名</p>	県内での就職促進	<p>保育士修学資金の貸付実施 卒業後県内で保育業務に従事する意思のある保育士養成施設に在学する学生 50人</p> <p>・ 貸付人数 50人 ・ 貸付金額 1人160万円以内</p>
保育士の人材育成 （保育士人材バンク 事業） （子育て支援課）	<p>〈1〉 目的 県内の待機児童の解消を図るため、県が行う保育士登録の仕組みを活用した「鹿児島県保育士人材バンク」を設置し、保育士人材確保に取り組む市町村に対して必要な情報を提供する。</p> <p>〈2〉 実施状況・成果等 令和元年3月31日現在の登録者数 200名</p>	登録者数の拡大	<p>「保育士人材バンク」の設置・運営 ・ 「鹿児島県保育士人材バンク」WEBサイトの運営・管理 ・ 市町村との業務提携 ・ 潜在保育士に対する「保育士人材バンク」への登録勧奨</p>
就業継続支援（保育の質の向上のため） （子育て支援課）	<p>〈1〉 目的 保育所の職員等を対象とする研修の実施の費用を補助し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を図る。</p> <p>〈2〉 実施状況・成果等 実施数 県、5市町</p>	保育士等を対象とした研修の実施促進	保育の質の向上のための研修 実施（予定）数 県、5市町

施策等 (担当課)	令和元年度 本県の具体的取組	課題等	令和 2 年度の取組予定
保育士の再就職支援 (子育て支援課)	<p>〈1〉 目的 再就職を希望する保育士に対し、県下各地域の最新の求人情報を個別に提供するとともに、保育施設見学バスツアー及び保育実習体験を実施した。</p> <p>〈2〉 情報提供回数：2回 対象者数：1回目563名、2回目530名 ・施設見学バスツアー（鹿児島市、霧島市、始良市）参加者：10名 ・保育士講座（鹿児島市）参加者：15名 ・保育体験（鹿児島市、霧島市）参加者：5名</p>	<p>再就職を希望する潜在保育士の掘り起こしと参加しやすい研修会の実施</p>	<p>保育士の再就職支援 ・保育士の再就職支援情報提供 ・復職支援研修会の開催 ・職場体験講習会の開催</p>
保育士等の処遇改善 (子育て支援課)	<p>〈1〉 目的 高いモチベーションを持って働けるよう、保育士等の処遇改善を図る。</p> <p>〈2〉 実施状況 ○ 技能・経歴別リテラシーアップ（上限） ・ 月額5千円（上限） ・ 副主任保育士等（上限） ・ 月額4万円（上限） 【キャリアアップ構築の促進】 ○ 保育士のキャリアアップ構築の促進 ・ 保育士のキャリアアップ構築の促進 ・ 保育士のキャリアアップ構築の促進 ・ 保育士のキャリアアップ構築の促進</p>	<p>・他業種との賃金格差 ・キャリアアップの未構築</p>	<p>【処遇改善等加算の改善】 ○ 技能・経歴を積んだ職員への加算 ・ 分野別リテラシーアップ（上限） ・ 月額5千円（上限） ・ 副主任保育士等（上限） ・ 月額4万円（上限） 【キャリアアップ構築の促進】 ○ 保育士のキャリアアップ構築の促進 ・ 保育士のキャリアアップ構築の促進 ・ 保育士のキャリアアップ構築の促進</p>

(2) 地域子ども・子育て支援事業等に従事する者の確保と資質の向上に対する支援

<p>施策等 (担当課)</p>	<p>令和元年度 本県の具体的取組</p>	<p>課題等</p>	<p>令和2年度の取組予定</p>																																						
<p>子育て支援員研修 (子育て支援課)</p>	<p>〈1〉 目的 地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、研修を実施し、子ども・子育て支援新制度において創設された「子育て支援員」の養成を図る。 〈2〉 実施状況・成果等 ・実施日：令和元年9月12日～令和2年1月24日のうち希望するコース日程 ・実施地区：鹿児島 ・実施コース等：</p> <table border="1" data-bbox="603 1003 903 1818"> <thead> <tr> <th>実施地区</th> <th colspan="2">研修内容</th> <th>受講者数</th> <th>修了者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">鹿児島</td> <td>基本研修</td> <td></td> <td>261</td> <td>258</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域保育コース</td> <td>地域型保育</td> <td>98</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>一時預かり事業</td> <td>31</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放課後児童コース</td> <td>ファミリー・サポート・センター事業</td> <td>17</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>社会的養護コース</td> <td>54</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域子育て支援コース</td> <td>利用者支援事業・基本型</td> <td>35</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>利用者支援事業・特定型</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域子育て支援コース</td> <td>地域子育て支援拠点事業</td> <td>19</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td></td> <td>38</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table>	実施地区	研修内容		受講者数	修了者数	鹿児島	基本研修		261	258	地域保育コース	地域型保育	98	91	一時預かり事業	31	30	放課後児童コース	ファミリー・サポート・センター事業	17	15	社会的養護コース	54	54	地域子育て支援コース	利用者支援事業・基本型	35	32	利用者支援事業・特定型	9	9	地域子育て支援コース	地域子育て支援拠点事業	19	19		38	38	<p>①研修の開催回数や開催場所、専門研修コースの検討 ②市町村における子育て支援員研修の実施促進</p>	<p>子育て支援員研修の実施 【県】 ○実施地区・鹿屋 ○実施コース ・地域保育コース ・放課後児童コース ・社会的養護コース ・地域子育て支援コース 【市町村】 ○実施市町村（フォローアップ・現任研修） ・鹿児島市 ・龍郷町 ・徳之島町 ・伊仙町</p>
実施地区	研修内容		受講者数	修了者数																																					
鹿児島	基本研修		261	258																																					
	地域保育コース	地域型保育	98	91																																					
		一時預かり事業	31	30																																					
	放課後児童コース	ファミリー・サポート・センター事業	17	15																																					
		社会的養護コース	54	54																																					
	地域子育て支援コース	利用者支援事業・基本型	35	32																																					
		利用者支援事業・特定型	9	9																																					
	地域子育て支援コース	地域子育て支援拠点事業	19	19																																					
			38	38																																					

<p>施策等 (担当課)</p>	<p>令和元年度 本県の具体的取組</p>	<p>課題等</p>	<p>令和 2 年度の取組予定</p>
<p>放課後子ども総合推進事業 [放課後児童支援員の認定資格研修] (子育て支援課)</p>	<p>目的 放課後児童クラブの量の拡大と質の向上を図るため、放課後児童向けに「支援の単位」ごとに、2人以上配置が必要とされ、放課後児童支援員の資格を認定する。</p> <p>＜2＞ 実施状況 放課後児童支援員の認定者 606名 [資格要件：研修の修了] ・ 第1回鹿島会場(9/7～9/8, 9/28～9/29) 資格取得者 190人 ・ 第2回鹿島会場(1/11～1/14) 資格取得者 231人 ・ 霧島会場(11/14～11/17) 資格取得者 116人 ・ 鹿屋会場(12/9～12/12) 資格取得者 69人</p>	<p>より多くの資格取得者を確保するため、研修回数等の検討が必要</p>	<p>放課後児童支援員認定資格研修の実施 ・ 鹿島会場① (9/17～9/21) 定員 120人 ・ 鹿島会場② (11/19～11/23) 定員 120人 ・ 鹿島会場③ (2/7～2/11) 定員 120人 ・ 霧島会場(10/16～10/20) 定員 120人 ・ 鹿屋会場(1/12～1/16) 定員 120人</p>
<p>地域子ども・子育て支援事業子ども総合推進事業 [放課後児童支援員研修] (子育て支援課)</p>	<p>目的 放課後児童支援員及び補助員等の資質の向上を図るため、必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行う。</p> <p>＜2＞ 実施状況 放課後児童支援員等現任研修の実施 ・ 実施日：令和元年7月7日(初任者) ・ 会場：令和元年7月21日(中堅者) ・ 場所：県庁講堂(初任者、中堅者) ・ 参加者数：初任者 204人、中堅者 162人</p>	<p>認定した放課後児童支援員の数に対応した研修の確保が必要</p>	<p>放課後児童支援員等現任研修の実施 【初任者(経験3年未満)】 ・ 日時・場所 10月11日 県民交流センター 定員 150人 11月8日 村助エビル、ユーかごしま 定員 150人 【中堅者(経験3年以上)】 12月20日 県民交流センター 定員 150人 1月24日 村助エビル、ユーかごしま 定員 150人</p>

(3) 幼稚園教諭・保育士に対する研修の実施

施策等 (担当課)	令和元年度 本県の具体的取組	課題等	令和2年度の取組予定
幼稚園新規採用教 員研修会 (義務教育課)	<p>〈1〉 目的 公立の幼稚園新規採用教員に対する研修</p> <p>〈2〉 実施状況・成果等 年6回実施 ※参考 ① 4/18 公立幼稚園 (2人) 公立幼稚園以外 (117人) ② 5/24 " " (2人) (95人) ③ 6/27～6/28 " " (2人) (99人) ④ 8/21～8/23 " " (2人) (105人) ⑤ 11/20 " " (2人) (92人) ⑥ 1/17 " " (2人) (83人)</p>	<p>研究保育を踏まえた研究協議の充実(7月までの研究保育実施)</p>	<p>幼稚園新規採用教員研修会の実施 年4回実施 ① 4/16 (中止) ② 5/29 (中止) ③ 9/24～9/25 ④ 11/12～11/13</p>
幼稚園中堅教諭等 資質向上研修 (義務教育課)	<p>〈1〉 目的 在職期間が10年に達した公立幼稚園教諭に対して、個々の適正等に応じた資質向上を図る。</p> <p>〈2〉 実施状況・成果等 令和元年度は対象者がいないため、未実施</p>	<p>①園内研修の時間設定 ②発達の特性に応じた指導</p>	<p>幼稚園中堅教諭等資質向上研修の実施 実施日：7/27～7/30 参加人数：3人</p>
保育所特別保育事業等研修会 (子育て支援課)	<p>〈1〉 目的 保育所職員等の資質向上を図る。</p> <p>〈2〉 実施状況・成果等 特別保育事業等研修会の実施 ・実施日：令和2年2月26日～27日 ・実施場所：県庁2階講堂 ・参加人数：213人 ・研修内容：①保護者支援 ②保護者への対応 ③保育現場における人権の理解 ④障害児保育 など</p>	<p>研修内容の一層の充実</p>	<p>保育所特別保育事業等研修会の実施 ・実施時期：令和3年2月頃</p>

施策等 (担当課)	令和元年度 本県の具体的取組	課題等	令和2年度の取組予定
保育士等キャリアアップ研修(子育て支援課)	<p><1> 目的 改善加算の要件であるキャリアアップ研修を実施し、専門性の向上を図るとともに、保育の質を高める。</p> <p><2> 実施状況・成果等 保育士等キャリアアップ研修の実施 ・指定機関実施回数 修了者数：2,841人 ・県委託分 実施回数：11回 修了者数：1,288人</p>	研修回数等の増加	保育士等キャリアアップ研修の実施 ・指定機関実施回数 定員数：3,900人 ・県委託分 実施回数：10回 定員数：1,400人
特別な配慮を要する幼児に関する研修(子育て支援課)	<p><1> 目的 幼稚園等の職員に対して、年々増加している診断のつかない発達障害の疑いがある幼児に関する知識や対応方法などの研修を実施。</p> <p><2> 実施状況・成果等 ①合同研修 令和元年8月21日(222人) 令和元年11月12日、12月19日、 ②実践研修 令和2年2月12日(113人)</p>	—	—
医療的ケア児等受入体制構築促進事業(子育て支援課)	—	—	医療的ケア児に関する正しい知識や医療的ケア児を保育所等につけて理解を図るための対応方法について ・対象者：保育所等の職員や市町村の担当職員 ・定員数：295人 ・日時：令和2年10月2日 ・場所：かごしま県民交流センター

各市町村における待機児童発生理由及び解消に向けた取組

市町村	待機児童数		待機児童が発生している理由	待機児童解消に向けた取組
	H31.4.1	R2.4.1 (暫定)		
鹿児島市	209	216	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学前児童数は減少しているものの、就学前児童の保育所等の入所申込児童数の増加は続いており、子どもを預けて就労したいと希望する保護者の保育需要が高い状態が続いている。 ○ 昨年度と比較して入所率(定員に対する)を分析すると、今年度も保育士不足の状態が続いていると考える。 ○ 保育士1人が見ることができない0～2歳児が待機児童の大半を占めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の保育士確保事業を継続して実施する。(保育士・保育所支援センター運営事業、保育士養成施設の学生及び卒業生の保育所等への就労促進) ○ 鹿児島市子ども・子育て支援事業計画に基づく既存施設への定員増の実施。 ○ バスツアーや意見交換会等により、保育士等の仕事の魅力を情報発信することで、高校生に対し、進路の選択肢の一つとしての意識啓発を促進。 ○ 保育士・保育教諭の配置特例に係る条例改正の検討。 ○ 保育士が働きやすい環境を整備し、職場定着及び離職防止を図るため、保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部の補助を実施。 ○ 保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を実施。
出水市	2	15	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共働き家庭の増加等により保育需要のニーズが高まるとともに、保育料の無償化で申込者数が増加している。 ○ 申込者数の増加に伴い、定員の弾力的運用で受入はしているが、0・1・2歳が増加し、施設面等により受入ができない状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所の認定こども園化に伴い、令和2年度中には1号8人、2号11人、3号18人の定員増を予定している。また、3年度中には保育園の整備により2号8人、3号7人の定員増を計画している。 ○ 事業所内保育事業又は認可外保育施設について、企業等に周知やアンケート調査を検討している。
始良市	95	91	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未就学児童数および申込児童数は減少しているが、保護者の就労等による保育ニーズが高い状況が続いている。 ○ 保育ニーズに対して、児童を受け入れるための受け皿が不足している。 ○ 保育士不足により、入所者数が定員に満たない施設がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今年度新たに保育所を1施設、小規模保育所を2施設整備する計画となっている。いずれも令和3年4月より開所予定。 ○ 保育士確保のための合同説明会等をハローワークと協働して実施している。 ○ 保育の現場での仕事に興味がある方へ、求人情報や研修等イベント情報の情報提供を行っている。
県計	349	322		

令和元年度 地域子ども・子育て支援事業 市町村別実績一覧

(各市町村集計)

	① 利用者支援 事業	② 延長保育事 業	③ 実費徴収に 伴う補足給 付を行う事 業	④ 多様な事業 者の参入促 進・能力活 用事業	⑤ 放課後児童 健全育成事 業	⑥ 子育て短期 支援事業	⑦ 乳児家庭全 戸訪問事業	⑧ 養育支援訪 問事業	⑨ 子どもを守 る地域ネッ トワーク機 能強化事業	⑩ 地域子育て 支援拠点事 業	⑪ 一時預かり 事業	⑫ 病児保育事 業	⑬ 子育て援助 活動事業	
1	鹿 児 島 市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
2	鹿 屋 市	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	
3	枕 崎 市	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	
4	阿 久 根 市	○	○			○	○			○	○			
5	出 水 市	○	○			○	○	○		○	○	○	○	
6	指 宿 市		○			○	○			○	○	○	○	
7	西 之 表 市			○		○	○	○		○	○		○	
8	垂 水 市	○	○	○		○	○		○	○	○		○	
9	薩 摩 川 内 市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	
10	日 置 市	○	○			○	○	○		○	○	○		
11	曾 於 市	○	○	○		○	○	○		○	○			
12	霧 島 市	○	○	○		○	○			○	○	○	○	
13	い ち ぎ 串 木 野 市		○			○	○			○	○	○	○	
14	南 さ つ ま 市	○	○	○		○	○	○		○	○		○	
15	志 布 志 市	○	○			○	○			○	○	○	○	
16	奄 美 市	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	
17	南 九 州 市	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	
18	伊 佐 市	○	○			○	○	○		○	○	○	○	
19	始 良 市	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	
20	三 島 村									○				
21	十 島 村	○								○				
22	さ つ ま 町	○	○			○	○			○	○	○		
23	長 島 町		○			○				○	○			
24	湧 水 町		○			○	○			○			○	
25	大 崎 町		○			○	○	○		○	○			
26	東 串 良 町		○			○	○			○				
27	錦 江 町	○	○	○		○	○			○	○	○		
28	南 大 隅 町		○			○				○	○	○		
29	肝 付 町	○	○	○		○	○	○		○	○	○		
30	中 種 子 町			○		○	○	○		○	○			
31	南 種 子 町				○	○				○	○			
32	屋 久 島 町	○	○			○					○			
33	大 和 村					○								
34	宇 検 村	○					○	○						
35	瀬 戸 内 町			○		○	○	○		○	○			
36	龍 郷 町		○	○		○							○	
37	喜 界 町		○			○				○	○			
38	徳 之 島 町		○			○	○	○		○	○	○	○	
39	天 城 町					○				○		○		
40	伊 仙 町					○	○					○		
41	和 泊 町		○			○	○		○	○		○	○	
42	知 名 町	○				○	○	○		○		○		
43	与 論 町		○			○	○			○	○	○		
実績合計		23 市町村	32 市町村	17 市町村	2 市町村	40 市町村	13 市町村	33 市町村	16 市町村	4 市町村	38 市町村	32 市町村	23 市町村	20 市町村

かごしまこども未来プラン2020の評価項目（案）

「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」の点検、評価、見直しについて

1 計画の達成状況の点検、評価、見直し

計画の達成状況の点検、評価、見直しについては、県子ども・子育て支援会議の意見を踏まえながら、次のように対応する。

(1) 点検、評価

各年度において、計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価を行い、その結果を公表する。

(2) 見直し

市町村においては、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村計画の見直しを行うこととなっているが、県においては、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行うこととする。なお、この場合において見直し後の計画の期間は、当初の計画期間とする。

2 点検、評価の実施方法

- 毎年度の点検・評価については、個別の進捗状況（アウトプット）を中心に、計画と進捗状況の乖離の有無、また、乖離があった場合は市町村とともにその対応策を検討する。
また、計画全体の成果（アウトカム）については、計画期間中の一定時期に点検・評価を実施する。
- 点検、評価項目については、かごしま子ども未来プラン2020第6章「子ども・子育て支援新制度の推進」が標記計画になっていることから、下記の各項目を重点的に点検、評価することとする。

〈重点項目〉

- ① 教育・保育の量の見込み及び確保方策
- ② 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制
「特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上」を含む。
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の推進

なお、① 教育・保育の量の見込み及び確保方策に係る点検、評価については、市町村の現状を把握する必要があるため、各市町村において実施する子ども・子育て支援会議の意見を踏まえた点検・評価の結果に基づき実施することとする。

※ これまで重点評価項目であった「教育・保育に従事する者の確保と資質の向上」については、新プランにおいて「②認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進」に包含されている。